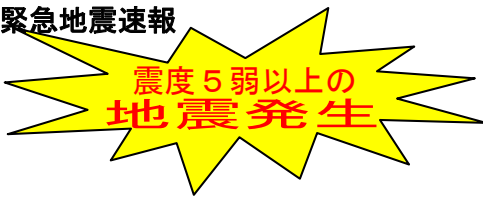


夜間・休日等、学校に職員が不在の際に地震が発生した場合の対応マニュアル

「フローチャート」(朝霞市立朝霞第二小学校)

緊急地震速報



★朝霞市で震度5弱以上の地震を観測した場合は、勤務校へ参集する。
(学校災害対策本部の設置)

1 学校へ参集
 ○校長・教頭・教務主任は直ちに参集
 ○教職員は自宅で待機
 ・本部から連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、参集する。
 ・学校に近い者は、家族の安全確認後に参集

●第一次連絡調整者
いち早く学校へ到着した者
学校にいた者
●連絡調整
市役所、教育委員会、町内会長等と連絡・協議・調整

◇避難所指定地域住民代表(町内会自主防災組織)参集
◇校門の解錠

2 学校災害対策本部の設置
 ○本部長(校長)
 副本部長(教頭・教務)
 ○市役所職員
 ○町内会役員等

●現状把握、指示(本部長又は代行者)
状況に応じ、教職員に参集の連絡
●到着者による役割分担
◆校内安全確認
◆施設の被害状況確認
・ライフライン(電気・水道・ガス)
◆危険箇所立入禁止の措置
◆受け入れ場所の開放・表示
・避難場所(体育館)
・応急手当(保健室)
・その他(東校舎1階3教室)
◆避難者の受付(体育館入り口)

地域住民避難
 地
域
住
民
避
難

3 被害状況の確認
 ○被害調査表に整理
 ○危険箇所の処理・表示
 ○授業教室の確保

●避難所運営への協力
 ◆避難所の整備・整理
 ◆必要物品の運搬・配布等
 ◆ケガ、病気等への応急対応 等

4 児童、教職員の安否確認
 ○学校メール、ホームページ、緊急連絡網、その他の連絡手段
 ○避難住民等への聞き取り

●通学地域の被害状況確認
 ●児童、教職員の安否確認
 ●外部との対応
 ●休業等の措置決定→情報発信(連絡)

5 被害状況の報告
 ○被害状況整理・記録
 ○授業実施等の決定
 ○避難所継続等の措置 等

●教育委員会、関係機関等へ連絡
 ◆被害状況、児童・教職員の状況、授業実施 等
 ●避難所運営支援を終了し、市役所職員へ引き継ぐ。